

報告第24号

専決処分の報告について  
(損害賠償額の決定：学校課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日報告

小松島市長 中山俊雄

## 損害賠償額の決定について

著作権侵害に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額            200,000円

相手方                イラストレーターの男性

### 事故の概要

北小松島小学校において、平成28年4月に作成した学年だよりに、イラストレーターの承諾を得ずにその著作物を使用し、約7年間にわたり学校ホームページ上において掲載して著作権を侵害したもの。

令和5年8月1日 専決第9号

小松島市長 中山 俊雄